

平成22年7月26日

各位

会社名 株式会社ニイタカ
本社所在地 大阪市淀川区新高1-8-10
代表者名 代表取締役社長 森田千里雄
(コード番号4465 東証第二部)
問合せ先 執行役員経営企画部長 佐古 晴彦
TEL(06)6391-3225

当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続について

当社は、平成19年8月24日開催の第45回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」(以下「現プラン」といいます。)を導入しておりますが、その有効期限は、平成22年8月27日に開催予定の第48回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)終結の時までとなっております。

当社では、現プラン導入後も、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、本日開催された当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。)を見直すとともに、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランの一部を変更(以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。)するとともに、継続することを決定しましたのでお知らせいたします。

本プランを決定いたしました当社取締役会には、監査役全員が出席し、いずれも本プランの具体的な運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛成する旨の意見を述べております。

なお、本日現在、当社株式の大規模買付行為等の具体的な提案は一切なされておられません。

本プランへの主な変更点は以下のとおりです。

- ① 当社取締役会が、必要情報について追加の提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該必要情報の一部について提供がない場合において、大規模買付者から情報の提供がなされないことについての合理的な説明がある場合には、本必要情報が全部揃わなくても、大規模買付者との情報提供にかかる交渉は終了し、当社取締役会の評価・検討を開始する場合があることとしました。
- ② 大規模買付ルールを遵守した場合でも、例外的に対抗措置を発動する場合の要件としての類型の一部見直し及び追加を行うとともに、類型に該当し、その結果として、企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合に発動する旨を明記しました。
- ③ 対抗措置を発動する場合の手続きについて、当社取締役会が選択した対抗措置の内容によっては、株主総会での決議や、株主の皆様のご意思を確認する手続きをとることがある旨を明記しました。
- ④ ①～③までの見直しに関連する引用個所の記載の修正や平成21年1月5日に施行された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)によっていわゆる株券の電子化が実施されるなどの関係法令の整備に伴う所要の修正及び証券取引法が金融商品取引法に改正されたことに伴う所要の修正ならびにあわせて文言の整理等を行いました。

I 会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

一方、上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様のご自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、株式の大規模買付提案の中には、濫用目的によるものや、株主の皆様にご株主の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

II 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様にご長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の施策を実施しております。これらの取組みは、上記 I の会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

1. 「中期経営計画」による企業価値向上への取組み

当社は、昭和38年の設立以来、常にお客様第一に徹し、フードビジネス業界に向けて、最適な製品・サービスを提供し、最高のお客様満足を得られるように努めてまいりました。外食・中食を合わせたフードビジネス業界は、消費者のライフスタイルの変化やニーズの多様化により、競争が激化しております。そうした中で、当社は、外食店、ホテル・旅館、食品加工工場などを営まれるお客様に対して、ニーズに合致した高品質の製品の開発・提供に加え、製品とノウハウを組み合わせたシステムの提案・提供を行っております。また、当社は、早くから環境に配慮したモノづくりを行ってまいりました。環境重視のこの考えは、製造現場の工場に至るまで徹底しております。

また、当社では、経営理念を「四者共栄」と定め、高品質・高使用価値の製品・サービスをフードビジネス業界に提供することを通じ、「取引先とユーザー」のお役に立ち、「株主と会社」に利益をもたらし、「社員とその家族」を幸せにすると同時に、「地域社会」に貢献し、社会に信頼され、発展する企業を目指しております。

当社は、企業価値の向上を図るため、平成23年5月期を2年目とする中期経営計画「NIP Q II」(Niitaka Innovation Plan Q II)を推進しております。

当社を取り巻く経営環境は、世界的な経済危機の影響で非常に厳しい状況にあります。その中で企業間競争は益々激化しており、一層の競争力が要求される状況になっています。このような環境のもと、中期経営計画においては「『三方良し』の製品・サービスで食の安全・安心に貢献する質の高い企業を目指す」を基本方針とし、①シェア拡大と利益確保 ②競争力の強化 ③企業体質の強化 ④新規事業の推進を基本課題に掲げております。買い手(販売店、ユーザー)と世間(社会、環境)のお役に立つ製品とサービスを提供することは売り手(当社)にも利益をもたらします。社会に必要とされる企業としてあり続ける努力を重ね、さらなる企業価値向上に取組んでまいります。

2. コーポレート・ガバナンスに関する取組み

当社は、継続的に企業価値を高めることを目指し、コーポレート・ガバナンスを強化し、経営効率の向上及び経営の健全性の向上に努めております。

当社は、監査役制度を採用しております。取締役会、監査役会、監査法人、監査室、内部通報制度及びCSR委員会を設置し、各組織機関が相互に関連し、コンプライアンスの徹底やリスク管理の充実

をはじめとした内部統制システムが有効となるよう努めております。

当社取締役会は、原則として1ヶ月に1回開催(監査役も毎回出席)し、取締役会規程に定められた詳細な付議事項について十分な審議を行っております。

当社は、これらの取組みとともに、株主の皆様をはじめ、従業員、取引先等ステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにし、企業価値の安定的向上を目指してまいります。

Ⅲ 本プランの内容(会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み)

1. 本プランの目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして継続するものです。

当社は、当社株式に対する大規模な買付等が行われた場合でも、その目的等が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えられるものではありません。また、支配権の移転を伴うような買収行為がなされた場合に、これに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付等の中には、その目的等から見て、企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に、株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、株主や取締役会が、株式の大規模な買付等の内容等について検討し、あるいは取締役会が代替案を提示するために、合理的に必要な十分な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が、買付等の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして、不十分または不相当であるもの、買付等の対象とされた会社の企業価値の確保・向上に必要な不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、買付等の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

一方、平成22年5月31日現在において、当社役員及びその関係者により当社の発行済株式の約25%が保有されております。但し、当社は、公開会社であり、株主の自由な意思に基づく取引等により当社株式は譲渡されますので、当社役員及びその関係会社が各々の事情に基づき今後当社株式を譲渡その他処分し、それらの当社株式の保有割合が減少していく可能性も否定できません。また、それ以外の当社株式の多くは個人株主の皆様や信託銀行等の機関投資家、国内法人、外国法人等の皆様により保有されておりますので、大規模な買付等を行おうとする者が現れた場合に、これら株主の皆様が、大規模な買付行為の提案内容や当社取締役会の意見、代替案等を検討し、大規模な買付等に応じるか否かの最終的な判断を適切に決定するための情報や時間を確保することは重要であると考えております。

そこで、当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様適切にご判断いただけるように、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールにしたがって行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の、大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定することとし、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって、大規模買付行為がなされた場合の対応方針を含めた買収防衛策として、現プランの内容を一部変更し、本プランとして継続することといたしました。本プラン全体の概要(フロー)については、別添の資料1をご参照ください。

2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)をいいます。

また、大規模買付行為は、いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除くこととし、市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問わないものとします。

注1：特定株主グループとは、

(i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)

または、

(ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注2：議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。))も加算するものとします。)

または、

(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

3. 独立委員会の設置

当社は、本プランに基づく大規模買付者に対する対抗措置の発動の是非について、当社取締役会による最終決定を行います。本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、当社における決定の合理性・公正性を担保するため、現プランと同様独立委員会を設置いたします。独立委員会規程の概要につきましては、別添の資料2をご参照ください。

当社取締役会は、対抗措置の発動についての決定に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為及び当社取締役会意見等について慎重に評価・検討のうえで当社取締役会に対し対抗措置の発動の是非について勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜情報開示することといたします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家(投資銀行、証券会社、弁護士、その他の専門家)等の助言を得ることができるものとします。

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外監査役ならびに社外有識者(注)の中から選任します。本プランへの継続後に就任予定の各委員候補者の氏名及び略歴は別添の資料3をご参照ください。

注：社外有識者とは、

経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいいます。

4. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。その内容は以下のとおりです。

(1) 大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付ルールにしたがう旨の誓約及び以下の内容等を日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。当社が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合には、速やかにその旨及び必要に応じ、その内容について公表します。

- ① 大規模買付者の名称、住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要等

(2) 大規模買付者による当社への必要情報の提供

当社取締役会は、上記(1)、①から⑤までの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のために大規模買付者から当社取締役会に対し提供いただくべき、必要かつ十分な情報(以下、「本必要情報」といいます。)のリストを大規模買付者に対して交付し、大規模買付者は、当該リストにしたがい、本必要情報を当社取締役会に書面で提出していただきます。本必要情報の一般的な項目の一部は以下のとおりです。その具体的内容は大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、いずれの場合も当社株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ①大規模買付者及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び組合員(ファンドの場合)その他の構成員を含みます。)の詳細(名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容等を含みます。)
- ②大規模買付行為の目的、方法及び内容(大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。)
- ③大規模買付行為の価格の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。)
- ④大規模買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ⑤大規模買付行為後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥大規模買付行為後における当社の取引先、顧客、従業員その他の当社に係る利害関係者と当社及び当社グループとの関係に関する変更の有無及びその内容

当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付者からの本必要情報の提供が完了したと判断した場合には、その旨を大規模買付者に通知するとともに、その旨を公表いたします。また、当社取締役会が本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供がない場合において、大規模買付者から当該情報の一部が提供されないことについての合理的な説明がある場合には、当社取締役会は、本必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等は終了し、その旨を公表するとともに後記(3)の大規模買付行為についての評価・検討を開始する場合があります。

提供された本必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様のご判断のために必要であ

ると認められる場合、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表いたします。

(3) 取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が本必要情報の提供を完了したと公表した日の翌日から起算して、対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間、またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による大規模買付行為についての評価・検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。したがって、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

なお、独立委員会が、取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を直ちに公表します。

5. 大規模買付行為がなされた場合の対応

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該大規模買付行為についての反対意見の表明や代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。したがって、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案または当社が提示する当該買付提案に対する意見や代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑩のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、必要かつ相当の範囲内で新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款上検討可能な対抗措置をとることがあります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。当社取締役会が対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てを選択した場合の概要は別添の資料4に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てをする場合には、一定割合以上の議決権を保有する特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや当社株式を対価として当社が新株予約権者の保有する新株予約権を取得する旨の取得条項をつけるなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。

- ①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を釣り上げて高値で当社の株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の大規模買付行為が行われる場合(いわゆるグリーンメーラーである場合)
- ②会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経

営を行う目的で株式の大規模買付行為が行われる場合

- ③会社経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で株式の大規模買付行為が行われる場合
- ④会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の大規模買付行為が行われる場合
- ⑤大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付で当社の株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式の買付を行うことをいいます。)等の、当社の株式の売却に関する株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社の株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- ⑥大規模買付者の提案する当社の株式の買付条件(買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません。)が当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切であると判断される場合
- ⑦大規模買付者による当社に対する支配権の獲得により、当社株主はもとより、顧客、従業員、地域社会その他の利害関係者との関係を破壊する等によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- ⑧大規模買付者による買付後の経営方針等が不十分または不適切であるため、当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて著しく劣後すると判断される場合
- ⑨大規模買付者の経営陣もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有するものが含まれている等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
- ⑩その他、①から⑨に準ずるまたは類する場合で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に著しく反すると認められる場合

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、上記(1)の場合と同様、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款上検討可能な対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

(3) 対抗措置の発動の手続

本プランにおいては、上記(1)のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。ただし、上記(1)に記載のとおり例外的に対抗措置をとる場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当該大規模買付行為及び当社取締役会意見等を慎重に検討し、対抗措置の発動の是非について上記4.(3)の取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。また、上記(2)に記載のとおり対抗措置をとる場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は大規模買付ルールが遵守されているか否か、十分検討したうえで対抗措置の発動の是非について勧告を行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

また、選択した対抗措置の内容によっては、法令及び定款の定めにしたがって株主総会で決議を求めること、あるいは独立委員会の勧告に基づいて株主総会の場で株主の皆様のご承認を求めること等、株主の皆様の意思を確認するための手続をとることがあります。株主の皆様の意思を確認する手続きをとった場合は、株主の皆様の意思を確認のうえ、対抗措置の発動、不発動の決議がなされるまでは、

大規模買付行為は開始できないものとします。

(4) 対抗措置発動の停止等について

上記(1)または(2)において、当社取締役会または株主総会において具体的対抗措置を発動することを決定した後、当該大規模買付者が、大規模買付行為の撤回または変更を行うなど当該対抗措置の発動の前提となった事実に変更が生じ、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、独立委員会の意見または勧告を十分に尊重したうえで、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てを行う場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなどの事情により、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、新株予約権無償割当ての効力発生日の前日までの間は、独立委員会の勧告を受けただけで、新株予約権の無償割当てを中止することとし、また、新株予約権の無償割当て後においては、独立委員会の勧告を受けただけで、当該新株予約権を無償取得(当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。)することにより、対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、当社取締役会は、独立委員会が必要と認める事項とともに、速やかにその旨を開示いたします。

6. プランが株主及び投資家の皆様にご与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主及び投資家の皆様にご与える影響等

本プランにおける大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報及び提案のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役会が上記5.に記載した具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等にしたがって、当該決定について適時適切に開示いたします。

当社は、対抗措置の発動に際して、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てが行われる場合は、割当期日における株主の皆様は、その保有する株式数に応じて新株予約権を無償で割当てられることとなります。その後当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、大規模買付者等以外の株主の皆様は、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、格別の不利益は発生しません。なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会の決定により当社が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、当該新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後(権利落ち日以降)に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利または経済的側面に

において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てが行われる場合には、割当期日における株主の皆様は新株予約権の引受けの申込みを要することなく無償で新株予約権の割当てを受け、また当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する申込みや払込み等の手続きは必要となりません。ただし、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等ではないことを誓約する当社所定の書式による書面の提出を求めていることがあります。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に基づき適時適切に開示します。

7. 本プランの適用開始、有効期限、継続及び廃止

本プランは、本株主総会でご承認されることを条件に同日より発効することとしており、その有効期限は平成25年8月に開催予定の当社定時株主総会終結時までとしております。

本プランは、本株主総会において継続をご承認された後であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会における株主の皆様のご承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このような、本プランの継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに開示します。

なお、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、独立委員会の承認を得たうえで、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切な場合等、株主の皆様の不利益を与えない場合には、必要に応じて本プランを修正し、または変更する場合があります。

IV 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

(1) 買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続するものです。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動等は、当社の業務執行から独立している社外者のみから構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては

ては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(4) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本株主総会での株主の皆様のご承認により発効することとしており、本株主総会において本プランへの変更及び継続に関する株主の皆様のご意思を確認させていただくため、株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。また、本プランの有効期間中であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

(5) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。なお、当社の取締役任期は1年であり、期差任期制を採用していないため、本プランの導入によりスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)としての効果が生じることもありません。

以 上

(ご参考)

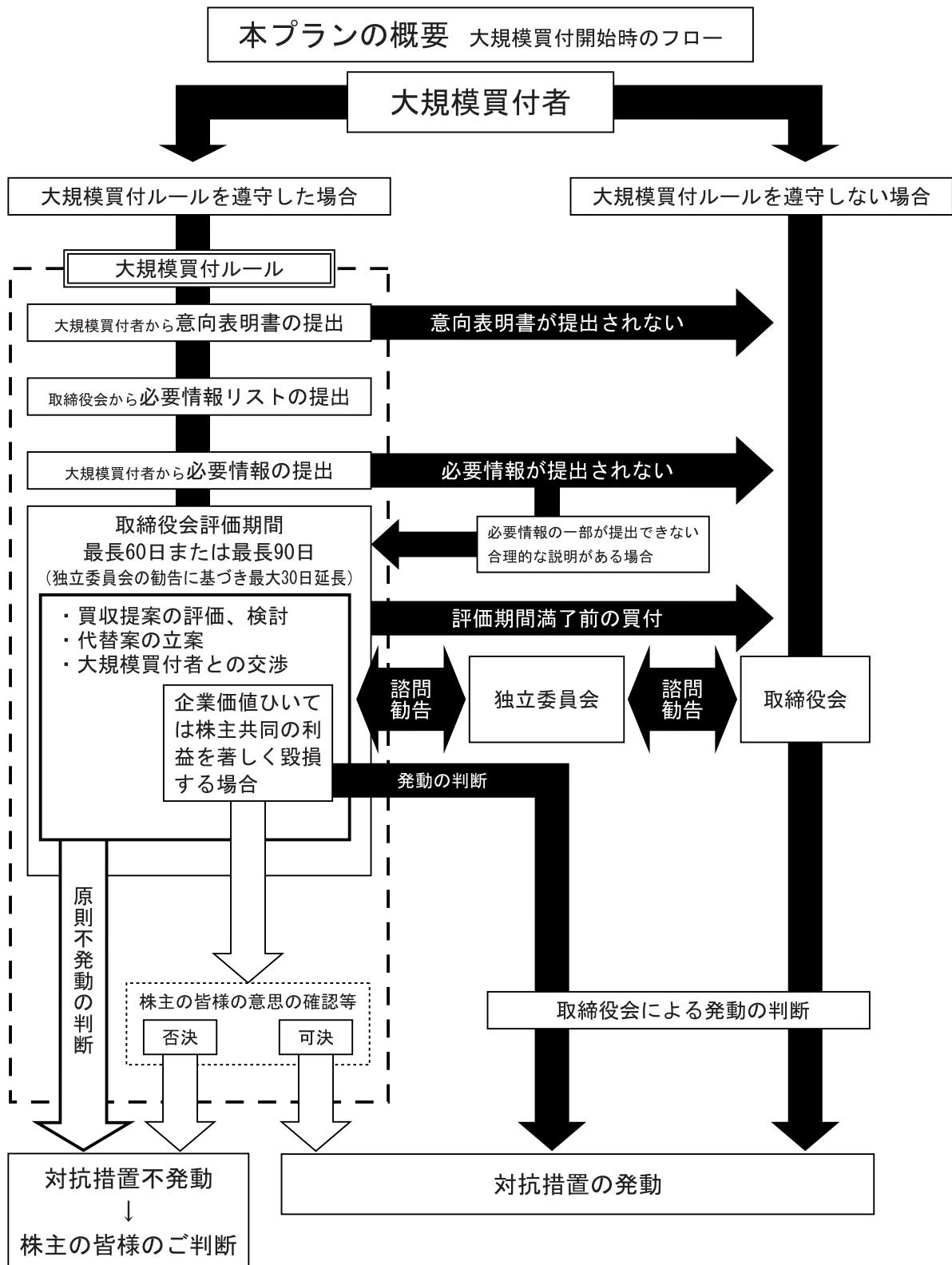
当社株式の状況(平成22年5月31日現在)

- 1. 発行可能株式総数 16,900,000株
- 2. 発行済株式総数 5,943,052株
- 3. 株主数 4,281名
- 4. 大株主(上位10名)

株主名	当社への出資の状況	
	持株数(千株)	持株比率(%)
株式会社ナイスエージェンシー	1,175	19.91
ニイタカ社員持株会	509	8.64
森田 千里雄	181	3.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	135	2.29
株式会社商工組合中央金庫	115	1.96
つくしの会持株会	114	1.94
阪本薬品工業株式会社	110	1.88
大日製罐株式会社	110	1.88
ニイタカ会西日本持株会	97	1.64
ニイタカ会東日本持株会	85	1.45

注1) 表示単位未満は切り捨てて表示しております。

注2) 出資比率は自己株式を控除して計算しております。



(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

独立委員会規程の概要

- 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役及び社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。
- 独立委員会は、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- 独立委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家から、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- 独立委員会決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以上

独立委員会委員候補者の略歴

本プラン継続後の独立委員会の委員は、引き続き以下の3名を予定しております。

新美 治一

昭和 57 年 4月 福島大学経済学部教授
昭和 62 年 10月 福島大学行政社会学部教授
平成 元年 10月 福島大学行政社会学部長
平成 11 年 4月 名古屋経済大学法学部教授(現任)
平成 12 年 4月 名古屋経済大学大学院法学研究科教授(現任)
平成 12 年 5月 名古屋経済大学法学部長
平成 18 年 8月 当社社外監査役(現任)
平成 19 年 9月 福建新拓高日用化学品有限公司監事就任(現任)
(現在に至る)

新美 治一氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

川口 正之

昭和 36 年 3月 テイカ(株)入社
平成 2 年 6月 同社取締役資材部長
平成 8 年 6月 同社常務取締役
平成 11 年 6月 同社代表取締役専務取締役
テイカ倉庫(株)顧問
テイカ商事(株)取締役
平成 13 年 6月 テイカ(株)顧問
テイカ倉庫(株)代表取締役社長
テイカ商事(株)代表取締役社長
平成 15 年 3月 朝日商運(株)代表取締役社長
平成 17 年 8月 当社社外監査役(現任)
(現在に至る)

川口 正之氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

竹村 聡

平成 4 年 4月 監査法人伊東会計事務所入所
平成 10 年 7月 ペガサス監査法人入所
平成 14 年 7月 公認会計士 竹村聡事務所代表(現任)
平成 19 年 8月 当社社外監査役(現任)
(現在に至る)

竹村 聡氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

以 上

新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主及び新株予約権の発行条件
当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(ただし、当社の所有する当社普通株式を除く)1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式(当社の所有する当社普通株式を除く)の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の総数
新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(払込みをなすべき額)
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(払込みをなすべき額)は1円以上で当社取締役会が定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者(ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く)でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の無償割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以上